

# 令和5年5月8日以降

## 福祉施設等における 新型コロナウイルス感染症の対応について

令和5年5月1日

奈良市保健所 保健予防課

# 令和5年5月8日から

## ○患者について

- ・法律に基づく外出自粛は求められません。

ただし高齢者施設等では重症化リスクを有する方々が多く生活されていますので、可能な限り部屋を分け、他の方々との接触機会を少なくするなどの感染対策を実施してください。

- ・新たな分析結果から、発症後3日間は感染性のウイルス排出量が非常に多く、5日間経過後は大きく減少することから特に発症後5日を経過し、かつ症状軽快から24時間経過するまでの間は外出を控えていただくことが推奨されます。

- ・療養中の体調管理については施設医等へご相談ください。
- ・職員の出勤については上記を踏まえ事業者でご判断ください。

# 令和5年5月8日から

## ○濃厚接触者について

・一般に保健所から新型コロナウイルス患者の「濃厚接触者」として特定されることはありません。また「濃厚接触者」として法律に基づく外出自粛も求められません。

そのため施設及び事業所等で濃厚接触者を特定することもなくなります。

・ただし、患者と接触した方は患者が発症した日（0日目）から特に5日間は体調確認にご留意ください。

・7日目までは発症する可能性があるため、不織布マスクの着用や高齢者施設等、重症化リスクを有する方々との接触は控えるなどの配慮をお願いします。

# 令和5年5月8日から

## ○保健所への報告

他の感染症と同様の枠組みで対応（※）となります。

- ・ 死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
- ・ 同一の感染症又はそれらによると疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ・ その他施設長が報告が必要と認めた場合

\* 上記の場合は別紙様式（新型コロナウイルス感染症（covid-19）様患者集団発生届出票）の提出と電話連絡をお願いします。

また同時に所管課への報告もお願いします。

※「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成17年2月2日健発第0222002号、薬食発第0222001号、雇児発第0222001号、社援発第0222002号、老発第0222001号厚生労働省健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）

## 陽性者発生時の拡大検査（抗原検査）について

現在と同じように保健予防課へ検査範囲の報告や検査対象者の名簿を提出していただきましたら、ご相談の上、必要数をお渡しします。検査が終了されましたら、検査結果を対象者名簿に追記してご報告いただきますようお願いいたします。

検査キット等を取りにきていただく際は必ず事前に連絡をいただき、検査持ち帰り用の袋を持参の上、

**はぐくみセンター（奈良市三条本町13番1号）4階保健予防課窓口**までお越しください。

# 【令和5年5月8日以降の 相談先】

陽性者の発生や集団感染など、ご相談があれば下記までご連絡ください。

奈良市保健所 保健予防課（施設支援班）

〒630-8122

奈良市三条本町13番1号

はぐくみセンター（奈良市保健所・教育総合センター）4階

TEL：0742-95-5888（8:30～17:15）※土日祝含む

FAX：0742-34-2486

Mail：fukushi-kurasuta-taisaku@city.nara.lg.jp